

<<<新旧対照表>>>

新	旧
<p><u>【廃止】</u></p>	<p>多治見市南姫財産区の財産区管理会の財産区管理委員の公務災害補償に関する条例 昭和43年3月28日条例第11号 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、多治見市南姫財産区の財産区管理会の財産区管理委員の公務上の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。）に対する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年条例第29号）を準用する。 附 則 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年12月1日から適用する。</p>
<p>摘要</p>	<p>廃止理由 南姫財産区は、地方自治法第三編第四章に定める特別地方公共団体であり、多治見市とは異なる法人格を保有する。このため、多治見市における例規類中の表記によっては、南姫財産区が適用対象とならないことがある。このため、本条例を含む3条例が制定されているが、当該3件以外で漏れが生じる可能性がある。 このため、南姫財産区については、包括的に多治見市の例による条例を制定し、本条例を含む3件を廃止することとします。</p>